

No.648

広報

平成15年 10月1日
(2003年)



市の花・つつじ 市の木・もくせい 市の鳥・ジュウカ

今号の主な内容

- 市民総合相談を行います …… 2面
- 市民標準葬儀10月から実施 …… 2面
- 精神障害者ホームヘルプサービス開始 …… 3面
- 「江戸の刀工展」を開催 …… 4面
- 松林だれでもなんでも展 …… 5面
- お出かけくださいインポートフェア …… 6面

発行/福生市 編集/総務部秘書広報課 〒197-8501 福生市本町5 ☎042-551-1511 (市役所代表)

福生市のホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

市役所の開庁日・開庁時間 拡大の試行を開始

平日の開庁時間内に市役所に来庁できない方の利便を図るため、10月から毎週土曜日を開庁します。また、毎週水曜日の開庁時間を延長します。原則としてすべての業務を対象に開庁しますが、取り扱えない業務もありますので、お問い合わせください。平成16年3月まで試行実施します。

開始日 10月1日(水)から(祝日・年末年始は除きます)。
水曜日 10月4日(土)から(祝日と土曜日が重なる日は開庁します。年末年始は除きます)。
開庁する時間
水曜日 午前8時30分～午後9時
土曜日 午前8時30分～午後5時15分※正午～午後1時(昼休み)を除きます。
取扱業務 原則としてすべての業務を行います。ただし、学校

の事務及び用務、給食の調理は除きます。
 また、他の機関への確認が必要な業務など取り扱いきれない業務がありますので、事前に各担当へ確認してください。
 ※水道・下水道料金の納入は、納期内の納入通知書がないと取り扱えませんのでご注意ください。
 保育園、児童館や図書館の開館日・開館時間は現行どおりです。
問合せ 企画調整課企画調整担当

取り扱えない業務(後日の対応になります)	課税課	確定申告業務
	市民課	戸籍の広域交付 住民基本台帳ネットワークを利用する転入及び住民票の広域交付 戸籍の届出及び転入届のうち、他の機関に確認が必要な場合
	保険年金課	国民健康保険・国民年金の資格取得・喪失事務並びに障害・遺族基礎年金申請事務のうち、他の機関に確認が必要な場合
	介護福祉課	老人医療証の交付で、他の機関に確認が必要な場合
	会計課	水道・下水道料金の納入で納期限内の納付書がない場合
	市民相談係(秘書広報課)	相談内容により、他の機関に確認が必要な場合
水道事務所(武蔵野台2-32) ☎551-2911	水道・下水道料金の納入で納期限内の納付書がない場合	
リサイクルセンター(熊川1566) ☎552-1621	不燃ごみ、粗大ごみの持込業務	

9月1日号・15日号に掲載したリサイクルセンターの電話番号は誤りですので、お詫びして訂正します。

※選挙管理委員会事務局は水曜日の夜間・土曜日は本庁舎1階会計課で業務を行います。

市役所前の駐車場は、開庁時間内には用事のある方以外の駐車はできなくなります。

10月1日から「資源有効利用促進法」に基づき、家庭から出される使用済みパソコンは各メーカーが回収・再資源化することになりました。区市町村ではパソコン回収を行いませんのでご了承ください。

不要になったパソコンをきちんとリサイクルすると、鉄・銅・アルミ・プラスチックはもちろん、金・銀・コバルトの希少金属まで資源として再利用できます。環境と調和したクリーンなIT時代を目指し、次の世代に健全な環境を残すためにもパソコンリサイクルにより廃棄物を減らし、再資源化することが必要です。

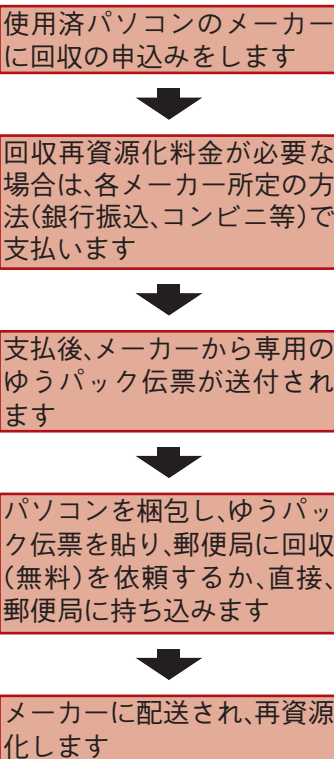


回収再資源化料金表

対象機器	回収再資源化料金(税別)
デスクトップパソコン本体	3,000円
ノートパソコン	3,000円
液晶式ディスプレイ・液晶式ディスプレイ一体型パソコン	3,000円
ブラウン管式ディスプレイ・ブラウン管式ディスプレイ一体型パソコン	4,000円

対象家庭系使用済みパソコンから回収再資源化料金を徴収します。回収は(株)電

回収の流れ



※回収方法や回収再資源化料金は、メーカーにより異なる場合があります。http://www.pcsr.jp

30日までに購入したパソコンについては、上の表のとおり回収料金は必要です。回収料金は、上の表のとおり回収料金は必要です。回収料金は、上の表のとおり回収料金は必要です。

子情報技術産業協会(JEIT)が行います。回収再資源化料金平成15年9月30日までに購入したパソコンについて、上の表のとおり回収料金は必要です。回収料金は、上の表のとおり回収料金は必要です。

パソコンリサイクルが 始まりました



「PCリサイクルマーク」このマークがついているパソコンは無料で回収されます

10月1日から水曜日の役所の開いている時間の延長と土曜日も役所が開いている形の試行を始めました。これは、市民の皆さんの生活が多様化していること、役所の業務が制度変化が急でいろいろと変わり、市民の皆さんの相談と話し合いが必要になってきていると思われるからです。

介護保険や保育、学校など様々に制度が変わってきていますし、市民の皆さんの環境や防災等のボランティア活動など新しい動きに対応し、拡大された時間に相談、協働できる場面を広げるためです。

基本的業務は、全ての業務ができる平日の方が具合が良い面もあるでしょう。例のない試みだけに心配もありますが、ご協力をお願いするとともに、育てていただきたいと思います。

市役所は、困った時、わからない時の相談場所です。子どものこと、お年よりのこと、税のこと、事務手続きのことなど、とりあえずご相談いただければと思います。

もちろん、国や都の仕事、法令等で決まっていることなど、市でできないことも多いのですが、一緒に考えていければと思います。

きんもくせい



福生市長 野澤久入